



# セカンドオピニオン

株式会社岩手銀行

2025 年 6 月 30 日

## 「グリーン預金」フレームワーク

サステナブルファイナンス本部

担当アナリスト：大石竜志

格付投資情報センター(R&I)は岩手銀行の「グリーン預金」フレームワーク(2025 年 6 月策定)が、以下の原則の趣旨に準じるものであることを確認した。

グリーンボンド原則(2021、ICMA)

### ■資金使途

| 事業区分      | 適格クライテリア                                                                                                                                                     |
|-----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 再生可能エネルギー | 太陽光発電、風力発電、地熱発電、バイオマス発電(※1)、小規模水力発電事業向け設備融資<br>(太陽光、風力、水力発電に要する土地の購入、太陽光パネル、パワーコンディショナー、発電モニター、蓄電池等の関連設備等の購入・設置、保守・管理にかかる投資を含む)<br>※1 持続可能な原料または廃棄物由来のものに限る。 |

### ■オピニオンの位置付け

グリーンボンド原則は預金商品を想定して策定されたものではないため、同原則への適合性評価を本グリーン預金フレームワークではできない。一方、預金の受け入れはグリーンボンド発行による資金調達に相当するという整理の下、本フレームワークはグリーンボンド原則の各要素「調達資金の使途」「プロジェクトの評価と選定のプロセス」「調達資金の管理」「レポーティング」で求められる特徴を持つと確認できた。したがって R&I は本フレームワークがグリーンボンド原則の趣旨に準じるものであると判断した。

## 1. 岩手銀行の概要

- ・ 岩手銀行は1932年に創立した岩手県盛岡市に本店を置く地域銀行。岩手県内の預貸金シェアはトップで、県下を中心に本支店、出張所110カ所(2025年3月末)を展開する。「地域社会の発展に貢献する」「健全経営に徹する」の経営理念のもと、顧客の課題解決と地域社会の持続的成長を牽引する価値共創カンパニーとして、地域との共存共栄を目指している。
- ・ 2023年3月に「サステナビリティ方針」を策定するとともに、気候変動対応に対する目標を設定した。岩手銀行グループはサステナビリティ方針の下、地域社会とともに環境、社会、経済それぞれの共通価値を創造し、長期的かつ持続的に企業価値を高めていくとともに、地域のリーディングカンパニーとして内外のサステナビリティを巡る諸課題に積極的かつ組織的に取り組んでいく考え。

### ■岩手銀行グループのサステナビリティ方針

岩手銀行グループ（以下、当行グループという）は、持続的な地域社会の実現に向けて、地域、お客さま、株主・投資家のみなさま、当行グループ職員をはじめとするすべてのステークホルダーの権利や立場を尊重しながら、事業活動を通じてみなさまとともに環境、社会、経済のそれぞれの共通価値を創造してまいります。

1. 地域やお取引先における多様な課題の解決に資する事業活動を通じて、「地域経済の発展」と「当行グループの企業価値の向上」の好循環を創出します。
2. お客さまや地域のニーズに合った良質な金融機能の開発、提供に努め、当行グループの使命である地域経済の活性化や豊かな暮らしの実現を目指します。
3. 豊かな自然環境を有する岩手県を主たる営業地盤とする企業グループとして環境に配慮した経営を実践し、経済成長と環境保全の両立を目指します。
4. 経営の透明性の向上や監督機能の強化など、より高い水準のコーポレート・ガバナンス体制の確立を目指し、全ての職員が高い倫理観をもって職務を遂行します。
5. 人材はあらゆる価値の源泉であるとの認識のもと、職員一人ひとりの能力を最大限に発揮できる環境を整え、多様性、人格、個性を尊重する働き方を実現します。
6. 経営情報の積極的かつ公正な開示に努め、あらゆるステークホルダーとの継続的かつ建設的な対話を通じて、当行グループに対する期待と信頼に応えていきます。

- ・ 岩手銀行グループは地域の脱炭素社会の実現に向けて先導的役割を果たしていくため、自らの脱炭素への取り組みを加速させる目標として、グループにおけるCO<sub>2</sub>排出量(Scope1,2)を「2030年度までにネットゼロ」としている。
- ・ サステナビリティ方針を踏まえ、環境・社会に対して負の影響を助長する可能性の高い特定セクター(石炭火力発電、パーム油農園等開発、非人道兵器製造関連、人権侵害に関与する事業)への融資を制限している。
- ・ 岩手銀行は投融資等のファイナンスを通じて環境・社会課題の解決に貢献していくため、ファイナンスの実行目標を設定し積極的に推進している。サステナブルファイナンスの実行金額について、2021年度から2030年度の10年間の累計で5000億円実行する目標を掲げる。今般開始する「グリーン預金」は、目標達成に向けて取り組む施策の一環である。

## 2. 調達資金の使途

調達資金の使途として示された対象プロジェクトは明確な環境改善効果をもたらす。調達資金の使途は適切である。

### (1) 対象プロジェクト

- グリーン預金による調達相当額は本オピニオン 1 ページに記載の適格クライテリアを満たすプロジェクトの新規及び既存融資に充当される。既存融資に充当する場合は過去 3 年以内に実行された融資案件が対象となる。資金使途は、グリーンボンド原則で例示されている事業区分「再生可能エネルギー」に該当する。

#### ■グリーン預金の概要

|        |                     |
|--------|---------------------|
| 募集対象：  | 法人                  |
| 最低預入額： | 1,000 万円(大口定期預金で運用) |
| 預入期間：  | 1 年                 |
| 適用金利：  | 大口定期預金の店頭表示金利       |

### (2) 環境改善効果

- 適格クライテリアの太陽光発電、風力発電、地熱発電、バイオマス発電(持続可能な原料または廃棄物由来のものに限る)、小規模水力発電は、全て再生可能エネルギーによる発電事業である。適合するプロジェクトは CO<sub>2</sub> 排出量の削減に寄与することが見込まれる。

#### <SDGs への貢献>

- グリーン預金から充当される適格プロジェクトは「7. エネルギーをみんなに そしてクリーンに」「13. 気候変動に具体的な対策を」に貢献すると位置付けられる。



### 3. プロジェクトの評価及び選定のプロセス

環境面での目標、規準、プロジェクトの評価・選定のプロセス、環境・社会リスクの特定・緩和・管理に関するプロセスが示されている。プロセスは、環境・社会に配慮したプロジェクトを選定するように定められている。評価・選定のプロセスは適切である。

#### (1) 環境面での目標

- ・ 本グリーン預金の環境面での目標は「気候変動の緩和」である。

#### (2) 規準

- ・ 適格クライテリアは岩手銀行が策定した「いわぎんグループ SDGs 宣言」、「サステナビリティ方針」を考慮し決定した。具体的な適格基準は本オピニオン 1 ページに記載の適格クライテリアの通り。

#### (3) 評価・選定の判断を行う際のプロセス

- ・ 適格クライテリアの設定および岩手銀行の各方針との整合性の確認は、本件の所管部である営業戦略部および関連部署にて実施する。

#### (4) 環境・社会リスクの特定・緩和・管理に関するプロセス

- ・ 充当対象となるプロジェクトは全て営業戦略部において環境・社会的リスクを評価し、必要に応じて現地調査や法令・条例の順守状況を確認し、融資の可否判断を済ませたものである。プロジェクトによって生じるネガティブ・インパクトを軽減・回避するための対応がとられている。

### 4. 調達資金の管理

調達資金をグリーンプロジェクトに充当するための追跡管理の方法、未充当資金の運用方法が示されている。調達資金の管理は適切である。

- ・ 調達資金の充当管理は営業戦略部が行う。グリーン預金による調達資金総額、使途への充当済資金、未充当資金は、電子ファイルにて管理する。
- ・ 全ての調達資金が充当されるまでの間は、未充当額と充当額の合計が調達資金全額と整合するように管理し、これらの確認はグリーン預金から対象使途への資金充当があった都度実施する。全てのグリーン預金による調達資金が充当された後は、調達資金額が調達資金から使途へ充当された累計額と一致するよう、また、使途へ充当された累計額が預金資金額を上回るように管理する。
- ・ 調達資金が適格プロジェクトへの融資に充当するまでの間は、現金または現金同等物、短期金融資産で運用される。

## 5. レポーティング

開示(報告)のタイミング、方法、開示(報告)事項が示されている。環境改善効果に係る指標は環境面での目標に整合している。レポーティングは適切である。

### (1) 開示の概要

- レポーティングの概要は以下の通り。

|                | 開示事項                                                | 開示タイミング               | 開示方法        |
|----------------|-----------------------------------------------------|-----------------------|-------------|
| 資金充<br>当状<br>況 | ・充当したプロジェクトの内容<br>・グリーン預金残高<br>・融資残高<br>・未充当金額      | グリーン預金残高が存在する間、年に1回以上 | 岩手銀行のウェブサイト |
| 環境改善効果         | ・CO <sub>2</sub> 排出削減(実績または見込)量(t-CO <sub>2</sub> ) | グリーン預金残高が存在する間、年に1回以上 |             |

- 大きな状況の変化があった場合、適時開示する。

### (2) 環境改善効果に係る指標

- 環境改善効果は、環境面の目標である「気候変動の緩和」に整合する定量指標としてCO<sub>2</sub>排出削減(実績または見込)量で示される。

以 上

## 【留意事項】

本資料に関する一切の権利・利益（著作権その他の知的財産権及びノウハウを含みます）は、特段の記載がない限り、R&Iに帰属します。R&Iの事前の書面による承諾無く、本資料の全部又は一部を使用（複製、改変、送信、頒布、譲渡、貸与、翻訳及び翻案等を含みます）することは認められません。

R&Iは、本資料及び本資料の作成に際して利用した情報について、その正確性、適時性、網羅性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、明示・黙示を問わず、何ら表明又は保証をするものではありません。

また、本資料に記載された情報の誤り、脱漏、不適切性若しくは不十分性、又はこれらの情報の使用に関連して発生する全ての損害、損失又は費用について、債務不履行、不法行為又は不当利得その他請求原因の如何やR&Iの帰責性を問わず、いかなる者に対しても何ら義務又は責任を負いません。

セカンドオピニオンは、信用格付業ではなく、金融商品取引業等に関する内閣府令第299条第1項第28号に規定される関連業務（信用格付業以外の業務であって、信用格付行為に関連する業務）です。当該業務に関しては、信用格付行為に不当な影響を及ぼさないための措置と、信用格付と誤認されることを防止するための措置が法令上要請されています。

セカンドオピニオンは、企業等が環境保全及び社会貢献等を目的とする資金調達のために策定するフレームワークについての公的機関又は民間団体等が策定する当該資金調達に関連する原則等との評価時点における適合性に対するR&Iの意見です。R&Iはセカンドオピニオンによって、適合性以外の事柄（債券発行がフレームワークに従っていること、資金調達の目的となるプロジェクトの実施状況等を含みます）について、何ら意見を表明するものではありません。また、セカンドオピニオンは資金調達の目的となるプロジェクトを実施することによる成果等を証明するものではなく、成果等について責任を負うものではありません。セカンドオピニオンは、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではなく、またそのように解されてはならないものであるとともに、投資判断や財務に関する助言を構成するものでも、特定の証券の取得、売却又は保有等を推奨するものでもありません。セカンドオピニオンは、特定の投資家のために投資の適切性について述べるものでもありません。R&Iはセカンドオピニオンを行うに際し、各投資家において、取得、売却又は保有等の対象となる各証券について自ら調査し、これを評価していただくことを前提としております。投資判断は、各投資家の自己責任の下に行われなければなりません。

R&Iがセカンドオピニオンを行うに際して用いた情報は、R&Iがその裁量により信頼できると判断したものではあるものの、R&Iは、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではありません。R&Iは、セカンドオピニオン及びこれらの情報の正確性、適時性、網羅性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、明示・黙示を問わず、何ら表明又は保証をするものではありません。

R&Iは、R&Iがセカンドオピニオンを行うに際して用いた情報、セカンドオピニオンの意見の誤り、脱漏、不適切性若しくは不十分性、又はこれらの情報やセカンドオピニオンの使用に起因又は関連して発生する全ての損害、損失又は費用（損害の性質如何を問わず、直接損害、間接損害、通常損害、特別損害、結果損害、補填損害、付随損害、逸失利益、非金銭的損害その他一切の損害を含むとともに、弁護士その他の専門家の費用を含むものとし）について、債務不履行、不法行為又は不当利得その他請求原因の如何やR&Iの帰責性を問わず、いかなる者に対しても何ら義務又は責任を負わないものとし、セカンドオピニオンに関する一切の権利・利益（特許権、著作権その他の知的財産権及びノウハウを含みます）は、R&Iに帰属します。R&Iの事前の書面による承諾無く、評価方法の全部又は一部を自己使用の目的を超えて使用（複製、改変、送信、頒布、譲渡、貸与、翻訳及び翻案等を含みます）し、又は使用する目的で保管することは禁止されています。

セカンドオピニオンは、原則として発行体から対価を受領して実施したものです。

R&IのR&Iグリーンボンドアセスメントは、グリーンボンドで調達された資金が、環境問題の解決に資する事業に投資される程度に対するR&Iの意見です。R&Iグリーンボンドアセスメントでは、グリーンボンドフレームワークに関してのセカンドオピニオンを付随的に提供する場合があります。対象事業の環境効果等を証明するものではなく、環境効果等について責任を負うものではありません。R&Iグリーンボンドアセスメントは、信用格付業ではなく、金融商品取引業等に関する内閣府令第299条第1項第28号に規定される関連業務（信用格付業以外の業務であって、信用格付行為に関連する業務）です。当該業務に関しては、信用格付行為に不当な影響を及ぼさないための措置と、信用格付と誤認されることを防止するための措置が法令上要請されています。

R&Iグリーンボンドアセスメントは、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではなく、またそのように解されてはならないものであるとともに、投資判断や財務に関する助言を構成するものでも、特定の証券の取得、売却又は保有等を推奨するものでもありません。R&Iグリーンボンドアセスメントは、特定の投資家のために投資の適切性について述べるものでもありません。R&IはR&Iグリーンボンドアセスメントを行うに際し、各投資家において、取得、売却又は保有等の対象となる各証券について自ら調査し、これを評価していただくことを前提としております。投資判断は、各投資家の自己責任の下に行われなければなりません。

R&IがR&Iグリーンボンドアセスメントを行うに際して用いた情報は、R&Iがその裁量により信頼できると判断したものではあるものの、R&Iは、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではありません。R&Iは、これらの情報の正確性、適時性、網羅性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、明示・黙示を問わず、何ら表明又は保証をするものではありません。

R&Iは、資料・情報の不足や、その他の状況により、R&Iの判断でR&Iグリーンボンドアセスメントを保留したり、取り下げたりすることがあります。

R&Iは、R&IがR&Iグリーンボンドアセスメントを行うに際して用いた情報、R&IのR&Iグリーンボンドアセスメントその他の意見の誤り、脱漏、不適切性若しくは不十分性、又はこれらの情報やR&Iグリーンボンドアセスメントの使用、あるいはR&Iグリーンボンドアセスメントの変更・保留・取り下げ等に起因又は関連して発生する全ての損害、損失又は費用（損害の性質如何を問わず、直接損害、間接損害、通常損害、特別損害、結果損害、補填損害、付随損害、逸失利益、非金銭的損害その他一切の損害を含むとともに、弁護士その他の専門家の費用を含むものとし）について、債務不履行、不法行為又は不当利得その他請求原因の如何やR&Iの帰責性を問わず、いかなる者に対しても何ら義務又は責任を負わないものとし、R&Iグリーンボンドアセスメントは、原則として申込者から対価を受領して実施したものです。

## 【専門性・第三者性】

R&Iは2016年にR&Iグリーンボンドアセスメント業務を開始して以来、多数の評価実績から得られた知見を蓄積しています。2017年からICMA（国際資本市場協会）に事務局を置くグリーンボンド原則／ソーシャルボンド原則にオブザーバーとして加入しています。2018年から環境省のグリーンボンド等の発行促進体制整備支援事業の発行支援者（外部レビュー部門）に登録しています。また、2022年から経済産業省の温暖化対策促進事業におけるトランジション・ファイナンスの指定外部評価機関に採択されています。

R&Iの評価方法、評価実績等についてはR&Iのウェブサイト（<https://www.r-i.co.jp/rating/esg/index.html>）に開示しています。

R&Iは2022年12月、金融庁が公表した「ESG評価・データ提供機関に係る行動規範」（以下、「行動規範」という。）の趣旨に賛同し、これを受け入れる旨を表明しました。行動規範の6つの原則とその実践のための指針へのR&Iの対応状況についてはR&Iのウェブサイト（<https://www.r-i.co.jp/rating/products/esg/index.html>）に開示しています（以下、「対応状況の開示」という。）。

R&Iと資金提供者及び資金調達者との間に利益相反が生じると考えられる資本関係及び人的関係はありません。

なお、R&IはESGファイナンスによる資金提供あるいは資金調達を行う金融機関との間で、金融機関の顧客にR&IのESGファイナンス評価を紹介する契約を締結することがありますが、R&Iは、独立性を確保する措置を講じています。詳細は対応状況の開示をご覧ください。